

農村工業化過程における環境管理に関する研究－中国・上海市を事例に－

九州大学工学部 学生員○天野宏欣

フェロー 楠田哲也

はじめに

一般に、1人当たりのGDPが1万ドルを超えるようになると、その国の経済成長と環境浄化は両立するようになると言われている。それ故、世界中の国々が真に環境保全に取り組むためには、国自体が経済的に豊かになることが不可欠である。しかし、後進国が先進国と同レベルの1人当たりGDPに達するまで、エネルギー資源を大量に消費し続ければ、地球環境の破壊をもたらすことになる。この事実を認識しているにも関わらず、各国の政策と思惑の違いから、また困難さも加えて、国家の経済成長過程における環境保全を考慮に入れた具体的な発展方策は、後進国において明確に示されていない場合が多い。

一つの国が経済発展を進める際、まず最初に、第一次産業から第二次産業へと産業転換が起こる。およそこの時期から環境汚染が加速度的に進行する。本文は、この産業転換の過程で、環境の変化が地域的に進行する事例を中国の上海市、特に劇的な開発が進む浦東新区について考察し、開発前後の土地利用形態の変化、上海市政府の環境保護政策を述べた上で、環境保全を考慮した農村工業化のあり方を論じたものである。

研究の対象

1978年に中国が改革開放政策を打ち出してから今日に至るまで20年間、80年代からは4つの経済特別区を設け市場経済を実施し、90年代に入ってからは、長江沿岸地域の開放に踏み切り、1993年からは、中国全土で「社会主義市場経済」が施行され、毎年10%を超える経済成長が続いている。

人口約1300万人を抱える中国最大の都市上海（図1）は、中国沿岸地域のほぼ中央部に位置し、国内外交通、経済の中枢にある。90年代に入ってから、中国政府は上海市浦東地区（黄浦江以東の地区）に、保税区などの経済優遇地を設け、上海を経済の中心にすることを決定した。1990年4月、浦東地区開発は国家計画として採用され、1991年9月までに具体的な優遇措置の内容が明らかにされた。その後、すでに都市化していた黄浦、楊浦、南市区の一部分と川沙県、上海県三林郷を併せて、1992年に浦東新区が成立し、1993年1月には浦東新区管理委員会が設置され、4つの重点開発区を中心とした開発工事が始まった³⁾。成立当時の面積は552.75km²、人口140万6700人であった³⁾。2000年までに浦東新区は、国民総生産、都市化面積、業務空間面積において上海市の25%を担い、全市予想人口1350万人のうち200万人を居住させることとなっている。

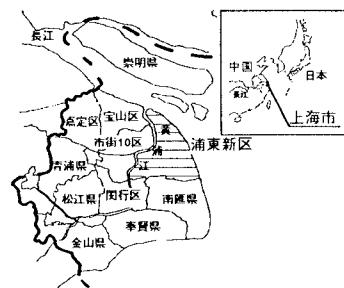


図1 上海市・浦東新区位置図

浦東新区の開発状況及び環境保護政策

浦東新区の開発は、経済的な戦略と旧市街地の浦西地区が抱える過密、インフラ整備の遅れ、住宅や工場の無秩序な混在（図2-a）等の問題を解決する目的から、浦西の再開発とともに行われてきた。国内外の資金を導入して、上海の産業構造を第三次産業へシフトし、第二次産業と都市基幹施設を更新するための開発戦略が策定され、4つの重点開発区（外高橋保税区、陸家嘴金融貿易区、金橋輸出加工区、張江ハイテク区）とその他開発区を中心に進められた（図2-b）。最近では、浦東浦西両地区を結ぶ内環状線（内環）と外環状線（外環）（図2-b）の整備が重点的に行われ、金融流通センター、港湾、市内高速道路の整備などが進められている。その反面、わずか数年の間に、農村と一部加工業しかなかった地域を経済の中心区に変えるため、市区人口の激増、産業の過度集中、郊外の急速な都市化、建築密度と容積率の増加、都市内及び地方の環境破壊が生じた²⁾。

中央政府の持続可能な発展を行う方針に基づき、上海市政府は、8種の環境管理制度（表1）⁴⁾と同時に総量規制を行い、汚水処理場の建設、エネルギー転換、集中熱供給の導入、助動車（50cc以下の原付）数の制限、绿化運動などを実施し、内環と外環を境にした土地利用計画を実行した。この土地利用計画とは、内環の内側は

第三次産業地とし、工場を設置しない；内環と外環の間は無汚染工業のみを許可し、大型の住宅地を建設する；外環の外は移転させた工場と新たな工場を配置する、というものである。計画は1995年から実行に移され、都市近郊への工場の移転が

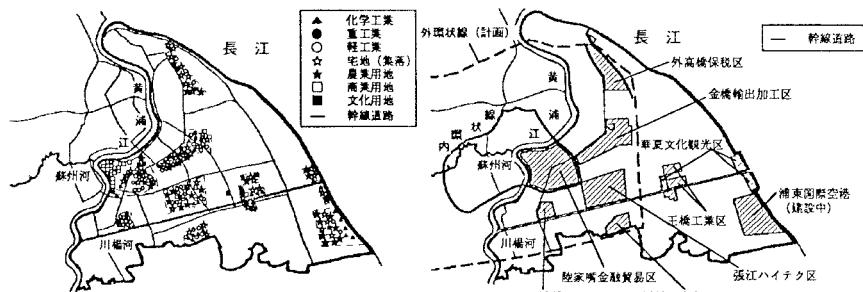


図2-a 開発前の無秩序な混在(1992)

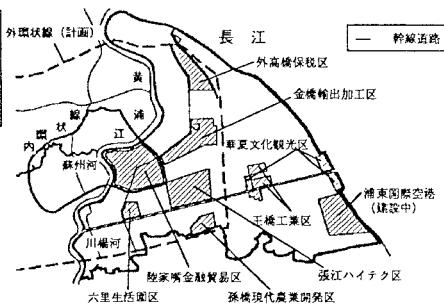


図2-b 浦東新区開発状況(1996)

表1 中国の環境管理制度

制度名	内容
1 環境影響評価制度	現在 上海市の環境影響評価はすべての建築物に対して行われる。
2 「三同時」制度	「いかなる建設事業において、汚染防止及び管理のための施設が主体工事と同時に設計され、施工され、運営される」という制度。
3 排污費徴収制度	汚染物質排出者が、排出する汚染物質の種類、数量及び濃度に応じて、一定の汚染物質排出費である「排污費」を支払irする制度。
4 環境保護の目標責任制度	各級人民政府及び汚染を引き起こす企業に対して、自己の責任範囲内での環境改善の責務を課す制度。市区長が環境改善について目標を提出し、結果を評価する。
5 廃物処理統合監査に開する定量審査指標	都市環境の整備に関する科学的な定量評価を行うもの。都市の大気、水質、騒音、燃素物、熱源物の総合指標に関する審査が行われ、点数で評価する。
6 汚染物質集中処理制度	特定地域内に分散して存在する汚染源を集中させて、汚染物質集中処理施設の建設し、環境管理措置を採用する制度。
7 汚染物質排出登記・許可制度	汚染物質の排出者は、汚染物質の排出及びその処理施設ならびに汚染物質の種類、数量及び濃度を各級環境保護局に申告し、登録しなければならないという制度。
8 期限付汚染防除制度	環境基準を超える汚染物質を排出する場合に期限を定めて防除させ、できないものに対し、罰金、操業停止、切頭を命じる制度。

問題点及びその対策

農村の工業化は、農村部の増加人口が都市へ流入するのを制限し、農業余剰労働力を地方で吸収するために避けられないことである。しかし、都市内の汚染処理を工場移転によって農村へ回すという方法には問題がある。局所的な環境負荷の低減が社会全体の低減につながるとは限らない。また、工業化による自然環境の変化が生活環境の変化につながり、ひいては健康上の変化につながることもある。汚染の根本的な解決は、汚染源の制御、汚染処理技術の進歩、環境に関するインフラ整備の充実に頼らざるを得ない。

農村の工業化は本来、外部から急激な変化を与えて起こすものではなく、農村の内部で産業構造の変化が自然に生じてくるものである。上海のような発展のめまぐるしい国や地域での農村の外部からの工業化では、地域生活様式自体に大きな変化を与えないことが最も要求される。上海市ではLiuらの調査により、移住させられた高齢者の新興住宅地への順応が困難であることが指摘されている⁶⁾が、このように、経済的補助はあるものの、強制的な移動を伴う政策をとるのではなく、農民が労働者として雇われるまでの教育の補償や、農村全体での事業参加など、住民の要求に沿った、地域全体の利益につながる開発が、今後の主流になるべきである。

【謝辞】

研究に際して、九州大学工学部環境センター・松本亨助手に大変お世話になりました。記して深い感謝の意を表します。

【参考文献】

- 1) 定方正毅編：中国環境ハンドブック, pp.13-17, 179-181, 1997. 2) 小島麗逸, 橋谷則子編：発展途上国の都市政策と社会資本建設, pp.57-80, 1996. 3) 上海市浦東新区統計局編：上海浦東新区統計年鑑, 各年. 4) 李京生, 糸長浩司, 青木志郎：上海近郊農村地域の水郷集落空間の変化と新村計画の問題, 農村計画学会誌 vol.14, No.1, pp.8-19, 1995. 5) 日中経済ジャーナル 1996.12, pp.15-29. 6) Liu Zhaoru : Planning for the elderly in the development and construction of new residential areas in Shanghai, Cities vol.14, No.2, pp.77-84, 1997.